

仕様書

1 設置場所

広島県広島中央警察署本通交番（広島県広島市中区本通5番2号）

2 広告付地理案内板

- (1) 本体の寸法は、横幅 1,800 mm、高さ 2,400 mm、奥行き 200 mm以内に収まるもので、屋外自立式とすること。
- (2) 地理案内図等は表示面積の 70%以上とすること。
- (3) 広告面積は表示面積の 0.5 m²以下かつ当該物件面積の 5 分の 1 以下とすること。
（※契約後、速やかに意匠図面を広島県警察本部総務部施設課に提出すること。）
- (4) 電気を使用する場合には、省電力タイプを使用し、自動センサー等による点灯・消灯が可能なものとする。電気供給に係る設備については貸付面積に含まないものとする。ただし、過剰な設備は認めない。なお、電気供給に伴う設置及び撤去に係る電気工事及び使用に伴う電気料金は設置事業者の負担とすること。
- (5) 電気供給に伴う設備は交番員等の通行の妨げとならないようにすること。
- (6) 電気供給に伴う設置及び撤去に係る電気工事により、本通交番等に損害を与えた場合は設置事業者の負担で対応すること。
- (7) 音声が発生する機材は設置しないこと。

3 掲載内容

- (1) 県民の利用に資する行政情報（公共施設、災害時の避難場所等の地図や観光情報など）を分かりやすく表示すること。
- (2) 外国語（英語、中国語など）表示にも対応すること。
- (3) 地図の表示等において、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
- (4) 広告付地理案内板の設置は事前に申請し、承認を得ること。修正等の指示を受けたときは、これに従うこと。承認後、変更がある場合にも、事前に申請し、承認を得ること。広告付地理案内板の破損または汚損に伴う改修は必要の都度行うこと。
- (5) 広告付地理案内板内の地図は、事前に申請し、承認を得ること。修正等の指示を受けたときは、これに従うこと。承認後、変更がある場合にも、事前に申請し、承認を得ること。地図又は行政情報等に変更がある場合は、年 1 回以上更新すること。
- (6) 広告付地理案内板内の広告掲載は事前に申請し、承認を得ること。修正等の指示を受けたときは、これに従うこと。変更がある場合にも、事前に申請し、承認を得ること。

4 設置運用

- (1) 広告付地理案内板は、地震等による転倒・落下を防止するための十分な対策を講じること。
- (2) 広告付地理案内板の制作及び設置並びに撤去する際の現状回復に係る一切の工事は設置事業者の負担により行うこと。なお、工法等については事前に協議し、実施すること。
- (3) 破損、故障及び事故があった場合の対応等、一切の保守管理を設置事業者の責任と負担において行うこと。

5 その他

- (1) 広告付地理案内板の設置場所付近にはマンホール、量水器及び地下埋設管があるため、事前に現地を確認し、設置方法を検討すること。
- (2) 広告付地理案内板に関する一切の責任及び掲載内容に係る問い合わせ先は設置事業者にある旨の記載を、広告付地理案内板内に掲載すること。
- (3) 広告付地理案内板の設置方法等は、あらかじめ広島県警察本部総務部施設課と協議すること。

6 遵守事項

広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準，広告募集要領及び本仕様書に定める事項について了承のうえ履行してください。

7 掲載に適さない広告

広島県広告取扱要綱，広島県広告取扱基準のとおり。

8 設置場所の詳細

- (1) 位置図 …別紙 1
- (2) 設置場所の写真 …別紙 2

